

【更新日：令和8年2月2日】このQ & Aは、随時内容を更新してまいりますので、  
経営革新計画を申請予定の方は、更新日が最新のものを適宜確認してください。

## 福岡県経営革新計画の策定についてのQ & A

### 【目次】

1. 経営革新計画について
2. 福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金に係る経営革新計画について
3. 計画の変更について（福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金を申請する予定の事業者の方）

### 1、経営革新計画について

Q 1 経営革新計画とは何か

A 1 事業者自らの創意工夫に基づく新事業活動（新たな取組）により、経営の向上を図る事業計画のことです。

制度の概要及び申請手続の詳細は、福岡県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin-seidogaiyou.html>

Q 2 新事業活動は、どのような取組が該当するのか

A 2 新事業活動は、次の5つの類型に該当する取組のことをいいます。各類型の具体例については福岡県ホームページに掲載の「経営革新計画申請の手引き」に記載していますのでご確認ください。

- (1) 新商品の開発又は生産
- (2) 新役務（サービス）の開発又は提供
- (3) 商品の新たな生産又は販売方式の導入
- (4) 役務（サービス）の新たな提供方式の導入
- (5) 技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

なお、以下のような既存事業の営業活動や更新作業、既存事業の規模の拡大、事業環境の整備のみを目的とした取組は、新事業活動には該当しませんのでご注意ください。

(1) 既存事業の営業活動や更新作業

- ・広報用のチラシやリーフレットを作成する。
- ・類似した設備の追加や既存設備の更新をする
- ・ホームページを更新する。

(2) 既存事業の規模の拡大

- ・2号店を出店する。
- ・2台目の生産設備を導入する。
- ・取扱品目を追加する。
- ・既存商品のデリバリーやテイクアウトを始める。
- ・設備を導入して内製化や省人化を図る。
- ・営業時間の拡大を行う。
- ・既存商品のECサイト販売を始める。

(3) 事業環境の整備

- ・顧客管理システムや在庫管理システム、会計ソフトを導入する。
- ・店内や店外の改裝工事をする。
- ・エアコンを店内に設置する。
- ・店頭に看板を設置する。

(4) その他

- ・単に機器を導入して生産性を向上させる、内製化を行う、効率化を行う、省人化を図るのみの活動。

※機器導入に際し、自社の強みを活かした独自の創意工夫がある・生産性の向上、効率化、省人化による余剰人員により商品開発等行う等が必要。

- ・新事業活動に具体性がなく、顧客満足度を上げるだけのものとなっている。
- ・ソフトを導入することでDX化を図る。
- ・新事業活動による成果物（既存事業と異なる売上）が見受けられない。

Q 3 計画の作成から承認まで、どの程度時間がかかるか

A 3 内容によりますが、計画の作成に1～2か月程度、申請後の承認に1か月程度かかります。

なお、計画内容が不十分な場合や書類不備が多い場合は3か月以上かかることがあります。

Q 4 計画の承認は、いつ受けられるのか

A 4 提出期限までに申請のあった計画については随時審査を行い、承認を行うこととしています。計画内容が不十分である場合や申請書類に不備が多い場合は、承認を受けられない可能性があります。

Q 5 支援機関の作成相談はいつまでに受けければ良いか

A 5 計画を初めて作成する方、補助申請を予定している方は、最寄りの商工会議所や商工会、税理士など国の認定を受けた支援機関での作成相談を活用ください。作成相談は、申請書を作成のうえ、受けてください。商工会議所・商工会によつては、策定指導依頼期限や計画申請期限（提出期限）を踏まえて、別途作成相談等の期限を設けています。計画内容や申請書等が未記載で相談を行う場合は、作成相談に多くの時間を要し、提出期限に間に合わないこととなりますのでご留意ください。

なお、相談多数の場合はお断りすることがあります。事前に商工会議所・商工会等に問合せのうえ、早めに相談予約をしてください。提出期限直前の相談は対応できかねます。

Q 6 経営革新計画策定指導員による策定指導は受けなければならないか

A 6 経営革新計画策定指導員による策定指導は、必ず受けてください。

また、策定指導の依頼は商工会議所・商工会の担当者または各中小企業振興事務所にお尋ねください。

なお、策定指導依頼には期限がありますので、ホームページでご確認ください。

Q 7 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、NPO法人は対象になるのか

A 7 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、NPO法人は経営革新計画の申請対象外となるため、本補助金についても対象外となります。(その他の特別法人についてはスタートアップ推進課までお問合せください)

Q 8 他の都道府県から福岡県に移転（引っ越し）した場合は、補助申請できるか

A 8 福岡県内の直近1年（少なくとも6ヶ月以上）の事業実績があり、この期間に決算（税務申告）を行っていることが必要です。福岡県に移転（引っ越し）した場合でも、決算（税務申告）を行っていない場合は、経営革新計画の申請要件を満たしておらず、補助申請もできません。

Q 9 代理申請は可能か、また、代理人が策定指導を受けても良いか

A 9 代理申請は認めておりません。また、策定指導は、申請者本人（代表者又は事業責任者）が受けてください。

## 2、福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金に係る経営革新計画について

※経営革新計画の承認は、補助金の交付を保証するものではありません。補助金の審査において、申請内容が不適切と認められた場合は、交付を受けられないことがあります。

Q 1 福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金を申請する際に、経営革新計画で特に留意することはあるか

A 1 以下の3点は審査の際、必ず確認する点となりますのでご注意ください。

① 別表1 経営革新計画

新たな新事業活動に必要となる機器等が、必要な理由とともに記載されているか（別表2、別表4と整合性があるか）

② 別表2 実施計画及び実績

補助金申請予定の機器等の購入時期（施工時期）と、別表2の実施時期の整合性が取れているか

③ 別表4 設備投資計画及び運転資金計画

補助金申請予定の機器等の購入物（施工内容）及び金額について、別表4の内容と整合性が取れているか

※福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金の補助対象経費は、承認を受けた経営革新計画の「新事業活動」を実行するために新たに導入しなければならないものに係る経費となりますので注意ください。

申請にあたり、使用目的が新事業活動のためであることが明確に特定される必要があります。

### 【注意事例】

経営革新計画	
【取組1】既存事業の省力化・効率化・内製化など※類型1～5のいずれにも該当しない取組	【取組2】新事業活動となる新商品開発・新サービス提供※類型1・類型2に該当する取組
補助対象外経費	補助対象経費

### 3、計画の変更について（福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金を申請する予定の事業者の方）

Q 1 承認を受けた計画の変更は、どのようなときに行うのか

A 1 承認を受けた計画における取組（経営革新事業）とは別の新たな取組（新たな経営革新事業）を追加する場合です。

なお、同一年度内での実施時期の変更や、設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種又は台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更等、承認を受けた計画の主旨を変えないような軽微な変更については、計画の変更申請は不要であり、「変更」の取扱いとはなりません。

「軽微な変更」の場合、令和7年7月1日以降に福岡県から経営革新計画の承認を受けていなければ、補助要件を満たさないため補助申請はできません。

Q 2 計画の変更申請はいつまでに行う必要があるか。

A 2 福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金の申請期間

令和8年2月3日（火）～令和8年6月8日（月）の期間に変更申請を行う必要があります。